

第3章

動的防衛力の構築に向けて

政府は、22大綱に示された体制に向けて計画的に移行するため、10(平成22)年12月に「中期防衛力整備計画(平成23年度～平成27年度)」(23中期防)を安全保障会議と閣議において決定した。この23中期防は、22大綱のもとにおける最初の中期防であり、同大綱に盛り込まれた考え方に沿った防衛力の実現に道筋をつけるものである。

また、防衛省においては、22大綱および23中期防で示された動的防衛力の構築に向けて、防衛力の実効性を向上させるための構造的な改革を推進すべく、精力的に検討を進めているところである。

本章では、23中期防、防衛力の実効性向上のための構造改革、平成24年度の防衛力整備などについて説明する。 **参照** 資料8

第1節 中期防衛力整備計画

1 計画の方針

23中期防においては、22大綱に従い、次の6点を計画の基本として適切な防衛力の整備に努めることとしている。

- 防衛力の役割を果たすことができる態勢の整備
- 優先整備すべき機能に重点を置いた適切な資源配分
- 質の高い防衛力の効率的な整備
- 防衛力の能力発揮のための基盤に関する施策の実施
- 日米安全保障体制の一層の強化
- 防衛力整備の効率化・合理化

2 基幹部隊の見直しなど

23中期防では、22大綱で示された将来体制に移行すべく、所要の部隊改編などを行う。 (図表Ⅱ-3-1-1 参照)

図表 II-3-1-1 新たな体制への移行(完成時勢力など)

| 区 分 | | 16大綱 | 平成22年度末 | 23中期防完成時 | 22大綱 | |
|--|-----------------------|----------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|---------------------------------------|
| 陸 上 自 衛 隊 | 編成定数 | 15万5千人 | 約16万人 | 15万7千人程度 | 15万4千人 | |
| | 常備自衛官定員 | 14万8千人 | 約15万2千人 | 15万人程度 | 14万7千人 | |
| | 即応予備自衛官員数 | 7千人 | 約8千人 | 7千人程度 | 7千人 | |
| | 基幹部隊 | 平素(平時)地域 配備する部隊 | 8個師団 6個旅団 | 8個師団 6個旅団 | 8個師団 6個旅団 | 8個師団 6個旅団 |
| | | 機動運用部隊 | 1個機甲師団 中央即応集団 | 1個機甲師団 中央即応集団 | 1個機甲師団 中央即応集団 | 中央即応集団 1個機甲師団 |
| | | 地对空誘導弾部隊 | 8個高射特科群 | 8個高射特科群 | 8個高射特科群/連隊 | 7個高射特科群/連隊 |
| | 主要 装備 | 戦車 | 約600両 | 約800両 | 約640両 | 約400両 |
| | | 火砲(主要特科装備) ^(注1) | (約600門/両) | (約730門/両) | (約500門/両) | 約400門/両 |
| | 海 上 自 衛 隊 | 基幹部隊 | 護衛艦部隊 | | 4個護衛隊群(8個隊) 4個隊 | 4個護衛隊群(8個護衛隊) 4個護衛隊 |
| | | | (機動運用) (地域配備) | 4個護衛隊群(8個隊) 5個隊 | 4個護衛隊群(8個隊) 5個隊 | |
| 潜水艦部隊 | | | 4個隊 | 5個隊 | 5個隊 | 6個潜水隊 |
| 掃海部隊 | | | 1個掃海隊群 | 1個掃海隊群 | 1個掃海隊群 | 1個掃海隊群 |
| 哨戒機部隊 | | | 9個隊 | 9個隊 | 9個隊 | 9個航空隊 |
| 主要 装備 | | 護衛艦 | 47隻 | 48隻 | 47隻 | 48隻 |
| | | 潜水艦 | 16隻 | 16隻 | 20隻 | 22隻 |
| | | 作戦用航空機 | 約150機 | 約170機 | 約150機 | 約150機 |
| | | 航空警戒管制部隊 | 8個警戒群 20個警戒隊 1個警戒航空隊 (2個飛行隊) | 8個警戒群 20個警戒隊 1個警戒航空隊 (2個飛行隊) | 8個警戒群 20個警戒隊 1個警戒航空隊 (2個飛行隊) | 4個警戒群 24個警戒隊 1個警戒航空隊 (2個飛行隊) |
| | | 戦闘機部隊 | 12個飛行隊 | 12個飛行隊 | 12個飛行隊 | 12個飛行隊 |
| 基幹部隊 | 航空偵察部隊 | 1個飛行隊 | 1個飛行隊 | 1個飛行隊 | 1個飛行隊 | |
| | 航空輸送部隊 | 3個飛行隊 | 3個飛行隊 | 3個飛行隊 | 3個飛行隊 | |
| | 空中給油・輸送部隊 | 1個飛行隊 | 1個飛行隊 | 1個飛行隊 | 1個飛行隊 | |
| | 地对空誘導弾部隊 | 6個高射群 | 6個高射群 | 6個高射群 | 6個高射群 | |
| | 主要 装備 | 作戦用航空機 | 約350機 | 約340機 | 約340機 | 約340機 |
| うち戦闘機 | | 約260機 | 約260機 | 約260機 | 約260機 | |
| 弾道ミサイル防衛にも使用し得る主要装備・基幹部隊 ^(注2) | イージス・システム搭載護衛艦 | 4隻 | 4隻 | 6隻 | ^(注3) 6隻 | |
| | 航空警戒管制部隊 | 7個警戒群 | 6個警戒群 | 11個警戒群/隊 | 11個警戒群/隊 | |
| | 地对空誘導弾部隊 | 4個警戒隊 3個高射群 | 4個警戒隊 3個高射群 | 3個高射群 | 6個高射群 | |

(注1) 16大綱までは「主要特科装備」と整理していたところ、22大綱では地对艦誘導弾部隊を除き「火砲」として整理

(注2) 「弾道ミサイル防衛にも使用し得る主要装備・基幹部隊」は海上自衛隊の主要装備または航空自衛隊の基幹部隊の内数

(注3) 22大綱においては、弾道ミサイル防衛機能を備えたイージス・システム搭載護衛艦については、弾道ミサイル防衛関連技術の進展、財政事情などを踏まえ、別途定める場合には、上記の護衛艦隻数の範囲内で、追加的な整備を行い得るものとする、とされている。

3 自衛隊の能力などに関する主要事業

1 実効的な抑止及び対処

22大綱における防衛力の役割に示された、重視すべき事態への対応ごとに、各自衛隊の装備品の整備などの各種事業を行うこととしている。

(図表Ⅱ-3-1-2参照)

(1) 周辺海空域の安全確保

陸・海・空の各領域で常時継続的に情報収集・警戒監視を行い、各種兆候を早期察知する態勢を強化する。

(2) 島嶼部に対する攻撃への対応

ア 情報収集・警戒監視体制の整備など

平素からの情報収集・警戒監視を行うとともに、事態発生時の迅速な対処に必要な体制を整備する。

イ 迅速な展開・対応能力の向上

迅速な展開能力を確保し、実効的な対応能力の向上を図る。

ウ 防空能力の向上

巡航ミサイル対処を含む防空能力の向上を図る。

エ 海上交通の安全確保

南西地域などにおける情報収集・警戒監視態勢を充実し、対潜戦をはじめとする各種作戦を効果的にを行い、海上交通の安全を確保できる体制を整備する。

(3) サイバー攻撃への対応

自衛隊の情報通信ネットワークを防護するための機能を向上させるとともに、政府全体として行う対応に寄与する。

(4) ゲリラや特殊部隊による攻撃への対応

ゲリラや特殊部隊による攻撃に迅速かつ効果的に対応できるように、部隊の即応性、機動性などを一層高める。

(5) 弾道ミサイル攻撃への対応

弾道ミサイル攻撃への対処体制を強化する。

また、わが国の防衛に万全を期すとともに、将来的な迎撃ミサイルの能力向上を着実に図るため、弾道ミサイル防



11式短距離地対空誘導弾



進水式を行う潜水艦「ずいりゅう」



近代化されたF-15戦闘機

図表 II-3-1-2 「実効的な抑止及び対処」にかかる事業

| 区 分 | | 23中期防の本文に明記されている事業 |
|-------------------|------------------|---|
| 周辺海空域の安全確保 | | <ul style="list-style-type: none"> ○ヘリコプター搭載護衛艦(DDH)、汎用護衛艦(DD)、潜水艦および固定翼哨戒機(P-1)の整備、既存の護衛艦、潜水艦および固定翼哨戒機(P-3C)の延命(海) ○固定式3次元レーダー装置の整備、早期警戒管制機(E-767)の改善(空) |
| 島嶼部に対する攻撃への対応 | 情報収集・警戒監視体制の整備など | <ul style="list-style-type: none"> ○南西地域の島嶼部への沿岸監視部隊の配置、初動を担任する部隊の新編に向けた事業の着手(陸) ○移動警戒レーダーの南西地域の島嶼部への展開(空) ○南西地域における早期警戒機(E-2C)の整備基盤の整備(空) |
| | 迅速な展開・対応能力の向上 | <ul style="list-style-type: none"> ○輸送ヘリコプター(CH-47JA)(陸)、輸送機(C-1)の後継機として新たな輸送機(空)の整備 ○ヘリコプター搭載護衛艦(DDH)の整備(海) ○地对艦誘導弾の整備、島嶼部への迅速な部隊展開に向けた機動展開訓練(陸) |
| | 防空能力の向上 | <ul style="list-style-type: none"> ○那覇基地における戦闘機部隊の2個飛行隊化(空) ○戦闘機(F-4)の後継機として新たな戦闘機の整備、戦闘機(F-15)の近代化改修および自己防御能力の向上、地对空誘導弾ペトリオットの改修(空)、中距離地对空誘導弾の整備(陸) ○戦闘機(F-15)への電子戦能力の付加、戦闘機(F-2)の空対空能力およびネットワーク機能の向上(空) ○新たな救難ヘリコプターの整備、輸送機(C-130H)への救難ヘリコプターに対する空中給油機能の付加(空) |
| | 海上交通の安全確保 | <ul style="list-style-type: none"> ○ヘリコプター搭載護衛艦(DDH)、汎用護衛艦(DD)、潜水艦および固定翼哨戒機(P-1)の整備、既存の護衛艦、潜水艦および固定翼哨戒機(P-3C)の延命(海) ○哨戒ヘリコプター(SH-60K)、掃海艦艇、掃海・輸送ヘリコプター(MCH-101)の整備、哨戒ヘリコプター(SH-60J)の延命(海) ○救難体制の効率化、救難飛行艇(US-2)の整備(海) |
| サイバー攻撃への対応 | | <ul style="list-style-type: none"> ○サイバー攻撃対処を統合的に実施するための体制の強化、サイバー攻撃対処に関する研究や演習の充実、サイバー攻撃対処に関する高度な知見を有する人材の育成(統幕) |
| ゲリラや特殊部隊による攻撃への対応 | | <ul style="list-style-type: none"> ○普通科部隊の強化、軽装甲機動車、多用途ヘリコプター(UH-60JA)、戦闘ヘリコプター(AH-64D)の整備(陸) ○NBC偵察車の整備(陸) |
| 弾道ミサイル攻撃への対応 | | <ul style="list-style-type: none"> ○イージス・システム搭載護衛艦(海)、地对空誘導弾ペトリオット(空)の能力向上など ○弾道ミサイル防衛用能力向上型迎撃ミサイルに関する日米共同開発(技術) |
| 大規模・特殊災害などへの対応 | | <ul style="list-style-type: none"> ○各種の訓練・計画の策定などの各種施策の推進 |

衛用能力向上型迎撃ミサイルに関する日米共同開発を引き続き推進するとともに、その生産・配備段階への移行について検討の上、必要な措置を講ずる。

(6)複合事態への対応

複数の事態が連続的または同時に生じた場合にあっても、迅速かつ適切な対応を行えるよう、指揮統制、後方支援などの態勢を整備する。

(7)大規模・特殊災害などへの対応

大規模地震、原子力災害など、様々な大規模・特殊災害などに迅速かつ適切に対応し、国民の人命および財産を保護する。

2 アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化

アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化のため、次のような取組を行う。

- 各レベルによる二国間・多国間の安全保障協力・対話、防衛協力・交流、各種の共同訓練・演習を多層的に推進
- 域内協力枠組の構築・強化の推進
- 能力構築支援¹(人道支援、災害救援などの分野において、防衛医学、地雷・不発弾処理などの自衛隊が保有する知識・経験を活用することで、域内諸国の対処能力向上や人材育成などを支援)

3 グローバルな安全保障環境の改善

グローバルな安全保障環境の改善のため、次のような取組を行う。

- 国際平和協力活動への積極的な取組
- PKO参加5原則などわが国の参加のあり方を検討
- 能力構築支援、国際テロ対策、海上交通の安全確保や海洋秩序維持のための取組などを積極的に推進
- 気候変動、資源の制約が安全保障環境などに及ぼす影響の研究
- 国際平和協力センターにおける教育の実施
- 国連を含む国際機関などが行う軍備管理・軍縮分野における諸活動への積極的な協力

4 体制整備にあたっての重視事項

自衛隊の体制整備にあたっては、①統合の強化、②国際平和協力活動への対応能力の強化、③情報機能の強化、④科学技術の発展への対応、⑤衛生機能の強化を重視する。

5 防衛力の能力発揮のための基盤

防衛力の整備、維持および運用を効率的・効果的に行うため、防衛力の能力発揮のための基盤の整備として、次のような取組を行う。

(1) 人的資源の効果的な活用

ア 人材の確保・育成など

- 社会状況の変化や自衛隊の任務の多様化・国際化などに対応した質の高い人材の確保・育成、訓練基盤・教育訓練の充実など

イ 人事施策の見直しを含む人事制度改革

- 自衛官の定員・現員について階級別定数管理などの基本原則を確立の上、体系的な管理を行うための制度を構築
- 第一線部隊などへの若年隊員の優先的充当、その他の職務について最適化された処遇を適用する制度の設計・導入
- 幹部・准曹・士の各階層の活性化を図るための施策の導入
- 退職自衛官の社会における有効活用、再就職援護などに関する施策の推進、これらと一体のものとして、自衛官の早期退職制度の導入

ウ 後方業務の合理化・効率化の推進

- 駐屯地・基地業務などについて民間活力の有効活用などにより業務の質の向上を図るなど、人員の一層の合理化を進め、人件費を抑制し、第一線部隊などの人員を確保

エ 防衛研究所の研究・教育機能の活用

- 安全保障および戦史に係る研究、教育機能の活用を図るため、ニーズに即した組織的かつ効率的・効果的な運営の追求

1 Ⅲ部3章1節3参照

(2)防衛生産・技術基盤の維持・育成

- 国内に保持すべき重要な防衛生産・技術基盤の特定および維持・育成
- 防衛生産・技術基盤に関する戦略の策定

(3)防衛装備品をめぐる国際的な環境変化に対する方策の検討

- 装備品の高性能化や、コストの高騰に対応することが先進諸国で主流になっており、このような変化に対応するための方策について検討

(4)より一層の効果的かつ効率的な装備品などの取得の推進

- 装備品などのコスト・マネジメント手法の確立および体制の充実、強化
- 民間活力を効果的に引き出す調達手法の導入や契約に係る制度の改善に向けた取組

(5)装備品などの運用基盤の充実

- 装備品などの運用に不可欠な燃料、部品などの確保
- 装備品などの維持整備に関する新たな契約方式(Performance Based Logistics)の導入

(6)関係機関や地域社会との協力の推進

- 警察・消防・海上保安庁などの関係機関との連携強化
- 地方公共団体、地域社会との協力の推進
- 政府の意思決定および対処に係る機能・体制を検証し、法的側面を含めた必要な対応について検討
- 防衛施設の効率的な維持・整備、基地周辺対策の推進

4 日米安全保障体制の強化のための施策

日米防衛協力の強化や在日米軍の駐留をより円滑かつ効果的にするため、次のような取組を行う。

1 戦略的な対話および政策調整

- 日米間で安全保障環境の評価を行いつつ、共通の戦略目標および役割・任務・能力に関する日米間の検討を引き続き実施

2 日米防衛協力の強化

- 情報協力、計画検討作業の深化
- 周辺事態における協力を含む各種の運用協力
- 弾道ミサイル防衛における協力
- 装備・技術協力
- 拡大抑止の信頼性向上、情報保全のための日米協議の実施
- 日米協力の充実を図るための措置の検討
- 警戒監視活動、共同訓練、米軍施設区域の共同使用の

拡大などの平素からの各種協力の強化

- 国際平和協力業務などの地域およびグローバルな活動における日米協力の推進
- 宇宙、サイバー空間などのグローバルな課題について、関係府省間で連携しつつ日米間で協議を行い協力を推進

3 在日米軍の駐留をより円滑かつ効果的にするための取組

- 在日米軍の駐留をより円滑かつ効果的にすると観点から、一層の効率化・透明化を図りつつ在日米軍駐留経費を安定的に確保

参照 Ⅲ部2章

5 整備規模および所要経費

1 整備規模

前記3に示す装備品のうち、主要なものの具体的整備規模は、図表II-3-1-3に示すとおりである。

2 所要経費

23中期防の実施に必要な防衛関係費の総額の限度は、将来における予見し難い事象への対応など特に必要があると認める場合にあっては、安全保障会議の承認を得て措置することができる経費を含め、平成22年度価格でおおむね23

兆4,900億円程度をめどとすることとされており、平成22年度予算と比較した場合の平均伸率は0.1%の増となっている。

各年度の予算の編成に際しては、国の他の諸施策との調和を図りつつ、一層の効率化・合理化に努め、おおむね23兆3,900億円程度の枠内で決定する。

また、23中期防については、3年後には、その時点における国際情勢、情報通信技術を始めとする技術的水準の動向、財政事情など内外諸情勢を勘案し、23兆4,900億円の範囲内において、必要に応じ見直しを行う。

(図表II-3-1-4参照)

6 その他

- ① 防衛力のあり方について不断の検討を行うため、自衛隊の装備および人員の配置や運用状況に関する情報を集約の上これを評価する体制を整備するとともに、防衛力の整備にかかる諸計画の策定を行う体制を整備することとしている。
- ② 米軍の抑止力を維持しつつ、沖縄県を始めとする地元
の負担軽減を図るための在日米軍の兵力態勢見直しなど
についての具体的措置およびSACO(沖縄に関する特別
Special Action Committee on Okinawa
行動委員会)関連事業については、着実に実施する¹。

1 これらの措置は着実に実施していく必要があるが、その詳細について引き続き日米間で協議を行っているところであり、また地元との調整も踏まえて事業計画を策定していくことが必要であることから、5年にわたってその予算規模を確定的に見通すことは困難である。このため、23中期防の所要経費には、これらに要する経費は含めていない。

図表 II-3-1-3 23中期防における主要装備の整備数量

| 主要装備 | | 17中期防(当初) | 17中期防 (見直し後) ^(注1) | 23中期防 |
|-------|-----------------------------------|------------|---------------------------------|-----------------|
| 陸上自衛隊 | 戦車 | 49両 | 49両 | 68両 |
| | 火砲(迫撃砲を除く) | 38両 | 38両 | 32両 |
| | 装甲車 | 104両 | 96両 | 75両 |
| | 地对艦誘導弾 | — | — | 18両 |
| | 戦闘ヘリコプター(AH-64D) | 7機 | 4機 | 3機 |
| | 輸送ヘリコプター(CH-47JA) | 11機 | 9機 | 5機 |
| | 中距離地对空誘導弾 | 8個中隊 | 7個中隊 | 4個中隊 |
| 海上自衛隊 | イージス・システム搭載護衛艦の能力向上 | 3隻 | 3隻 | 2隻 |
| | 護衛艦 | 5隻 | 5隻 | 3隻 |
| | 潜水艦 | 4隻 | 4隻 | 5隻 |
| | その他の自衛艦 (トン数) | 11隻 | 8隻 | 5隻 (約5.1万トン) |
| | 新固定翼哨戒機/固定翼哨戒機(P-1) | 4機 | 4機 | 10機 |
| | 哨戒ヘリコプター(SH-60K) | 23機 | 17機 | 26機 |
| | 掃海・輸送ヘリコプター(MCH-101) | 3機 | 3機 | 5機 |
| 航空自衛隊 | 地对空誘導弾ペトリオットの能力向上 ^(注2) | 2個群、教育所要など | 2個群、教育所要など | 1個高射隊 |
| | 戦闘機(F-15)近代化改修 | 26機 | 48機 ^(注3) | 16機 |
| | 戦闘機(F-2) | 22機 | 18機 | — |
| | 新戦闘機 | 7機 | 0機 ^(注4) | 12機 |
| | 新輸送機 | 8機 | 0機 ^(注5) | 10機 |
| | 輸送ヘリコプター(CH-47J) | 4機 | 3機 | — |
| | 空中給油・輸送機(KC-767) | 1機 | 1機 | — |

(注1) 「中期防衛力整備計画(平成17年度～平成21年度)の見直しについて」(平成20年12月20日安全保障会議決定・閣議決定)により、戦闘機(F-15)近代化改修その他の装備品の整備規模などの見直しが行われた。

(注2) 教育所要などの分の装備品は、部隊配備用のものとは構成が異なる。

(注3) 戦闘機(F-15)近代化改修は、上記整備数量のほか、38機分のレーダー部品などを取得

(注4) 調査対象機種に関する情報収集の進捗状況や飛行時間のさらなる効率化などにより、現有のF-4の減勢管理が可能であることなどを考慮した結果、整備に着手しないこととした。

(注5) 機体強度の問題により飛行試験用試作機の納入が遅れるなど開発に遅れが生じていることから、現有のC-1の飛行時間のさらなる効率化を図ることにより、整備に着手しないこととした。

図表 II-3-1-4 23中期防における所要経費

(単位：億円)

| 区分 | 17中期防(見直し後) (平成16年度価格) | 23中期防 (平成22年度価格) | 区分 | 23中期防 (平成23年度～平成27年度) [平成22年度価格] | (参考) 平成22年度水準 (平成22年度予算×5) |
|--------|---------------------------|---------------------|--------------------|--|----------------------------------|
| 総額 | 23兆6,400億円 | 23兆4,900億円 | 防衛関係費の総額 [平均伸率] | 234,900 (調整枠(1,000億)を含む) [0.1%] | 234,128 |
| 人件・糧食費 | 10兆6,300億円 | 10兆5,620億円 | | | |
| 物件費 | 13兆 100億円 | 12兆8,280億円 | | | |
| その他 | — | 1,000億円 | | | |

(注1) 中期防においては、計画期間中における防衛関係の総額の限度を示す趣旨から、所要経費について、既定契約分と新規契約分に関して当該中期防の計画期間中に歳出する経費を示す方法(いわゆる歳出ベース)により明らかにしている。

(注2) 23中期防中の人件・糧食費(10兆5,620億円)および物件費(12兆8,280億円)は、総額の内数として見積もったものである。

(注3) 23中期防の総額は、将来における予見しがたい事象への対応など、特に必要と認められる場合に安全保障会議の承認を得て措置することができる経費の上限1,000億円を含んでいる。なお、23中期防期間中の各年度の予算の編成に関しては、国のほかの諸経費との調和を図りつつ、一層の効率化、合理化に努め、おおむね23兆3,900億円程度の枠内で決定するものとしている。